

申請後の変更・中止等について

■ 工事変更の場合

《基本》申請した工事内容を変更する場合は、必ず相談チームの了解が必要です。

ケースリーダーと相談してご検討ください。

勝手に変更し、変更によって問題が生じた場合は、やり直し又は給付を中止することがあります。

下記の対応になりますが、市身連事務局に相談してから対応してください。

助成決定前	相談チームと協議して再申請してください。審査を中断し、再審査します		
助成決定後	大幅な変更※註	①工事は中断。助成券を返却。相談チームと協議して「工事変更届」と変更書類を提出。 給付決定後に工事再開。	
	軽微な変更	助成額が変更	②工事は継続。助成券を返却。相談チームと協議して「工事変更届」と変更書類を提出。
		助成額は同一	③工事は継続。請求時に「工事変更届」と変更書類を提出。請求内訳は変更後の内容記入。

※註大幅な変更とは、寝室の場所や動線・間取りの変更、移動機器の設置有無、改修目的が変わってくるものなど。

■ 助成を辞退する場合

何らかの都合により、助成決定が出てから助成を辞退する場合

「助成辞退届け」を提出し、助成券を返却します。

■ 助成券を紛失した場合

「助成券再発行願い」を提出します。

■ 対象者が亡くなられた場合

助成決定前	連絡を入れてください。京都市の審査を中止します。
工事の中止が可能な場合	工事を中止し、「助成辞退届け」を提出して助成券を返却してください。
工事が終了した場合	完了したバリアフリー工事に対しては請求できません。場合によっては、工事の進捗に応じて再見積りをお願いすることもあります。